

おおい町就業者生活安定資金融資要綱

〔平成18年3月3日〕
告示第 78 号

改正 平成18年5月1日告示第123号
平成20年2月7日告示第4号
平成20年5月19日告示第49号
平成20年5月21日告示第51号
平成21年5月25日告示第45号
平成22年7月2日告示第45号
平成23年4月1日告示第63号
平成24年4月2日告示第71号
平成25年2月25日告示第15号

(目的)

第1条 この要綱は、就業者の生活安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(融資の対象)

第2条 融資の対象は生活維持、向上に必要な資金全般とするが、但し、事業資金は除く。

(融資の要件)

第3条 融資を受ける者は、その融資業務を行う小浜信用金庫が定める次の各号の要件を備えていなければならない。

- (1) 町内に1年以上住所を有する者
- (2) 融資金の償還能力を有する者

(融資の方法)

第4条 融資は、小浜信用金庫（以下「金融機関」という。）が行う。この場合、本要綱並びに金融機関が定める貸付規定によるものとする。

(融資の限度)

第5条 融資額は1人150万円以内とする。

(融資の条件)

第6条 融資の条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率 貸付期間3年以内 1. 3%
貸付期間3年を超え5年以内 1. 6%

(融資金利情勢により利率の変更があるものとする。)

但し、一般社団法人しんきん保証基金利用の場合は、上記利率に同基金所定の保証料率を加算するものとする。

- (2) 償還期限 5年以内
(3) 償還方法 月賦償還とする。但し、半年以内の元金据置を認めることができる。
(4) 担保 不要
(5) 保証人 1人以内とする。但し、一般社団法人しんきん保証基金利用の場合は不要。

(重複融資の禁止)

第7条 この要綱に定める融資は、同一人に対して重複することができないものとする。重複した場合には、小浜信用金庫の責任においてどちらか一方を一括繰上げ償還させるものとする。

(融資の手続)

第8条 融資を受けようとする者は、次の証明書を添付して申し込むものとする。

- (1) 住民票謄本又は抄本
(2) 源泉徴収票又は所得証明書
(3) 個人情報提供に関する同意書
(4) その他金融機関が定める書類

(融資の決定)

第9条 融資の決定は次による。

本要綱に盛り込まれている要件、条件の確認を行い、金融機関は融資の決定を行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか融資の運営に関し必要な事項は、町長が金融機関と協議して別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年3月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、合併前の大飯町就業者生活安定資金融資要綱又は名田庄村就業者生活安定資金融資要綱によりなされた処分、手続き、その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年5月1日告示第123号)

この告示は、平成18年5月11日から施行する。

附 則 (平成20年2月7日告示第4号)

この告示は、平成20年2月10日から施行する。

附 則 (平成20年5月19日告示第49号)

この告示は、平成20年5月19日から施行する。

附 則 (平成20年5月21日告示第51号)

この告示は、平成20年6月9日から施行する。

附 則 (平成21年5月25日告示第45号)

この告示は、平成21年6月8日から施行する。

附 則 (平成22年7月2日告示第45号)

この告示は、平成22年7月10日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日告示第63号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月2日告示第71号)

この告示は、平成24年4月2日から施行する。

附 則 (平成25年2月25日告示第15号)

この告示は、平成25年3月8日から施行する。